# 東京都住宅供給公社の行う工事等の前払金取扱要綱(ほ)

昭和49年6月14日 公社要綱第2号

 改正
 昭和54年 3月30日 公社要綱第 1号(い)
 平成 元年 3月31日 公社要綱第10号(ろ)

 平成 4年 2月13日 公社要綱第 1号(は)
 平成21年 1月26日 公社要綱第 1号(に)

 令和 2年 3月30日 公社要綱第 4号(ほ)

(通則)

- 第1条 東京都住宅供給公社契約規程(平成元年公社規程第19号。以下「規程」という。) 第46条による東京都住宅供給公社(以下「公社」という。)の行う工事(土木建築に関 する設計、調査及び機械類の製造を含む。)又は測量(以下「工事等」という。)の前 払金に関する事務の取扱いについては、この要綱の定めるところによる。(に) (前金払の対象)(に)
- 第2条 規程第46条第1項に規定する前金払の対象は、「公共工事の前払金保証事業に関する法律」(昭和27年法律第184号)第2条第1項において定める公共工事に該当する公社の行う工事等であって、同法第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係るものとする。 (3) (は) (に)

(前金払の率等) (に)

- 第3条 規程第46条第1項に規定する前金払の率等は、次の各号に掲げるところによる。 (조) (は) (に)
  - 一 契約金額が36億円未満の場合は、当該契約金額の3割(土木工事、建築工事及び設備工事については、4割)とする。ただし、この場合の前払金の上限額は、3億6千万円とする。 (E)
  - 二 契約金額が36億円以上の場合は、当該契約金額の1割とする。 (ご) (前金払の制限)
- **第4条** 第2条の規定により前金払の対象とされる工事等であっても、次に掲げるものについては、前払金を支払わない。ただし、公社が特に必要と認める場合は前払金の全部又は一部を支払うことができる。 (E)
  - 一 予定価格が150万円未満の工事等 (ほ)
  - 二 支給材料を支給する工事等で、前条第1号の場合は、当該契約金額に支給材の額を加えた額の3割(土木工事、建築工事及び設備工事については4割)以上、また、前条第2号の場合は、当該契約金額に支給材の額を加えた額の1割以上の材料を支給するもの(は)(に)
  - 三 発注書又は指示書で発注する工事等、契約書の作成を省略したもの(に)
- 2 前項に定める場合のほか、公社が前金払の必要がないと認めるとき、又は止むを得ない理由があるときは、前払金の全部又は一部を支払わないことができる。 (E)

(前払金の端数整理)

**第5条** 前払金に10万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(前金払の対象及び率等の明示)

- 第6条 前金払の対象とされる工事及び前金払の率等については、入札条件又は見積条件として、あらかじめ入札参加者等に対し、これを明示するものとする。 (意) (前払金に関する事項)
- **第7条** 前払金を支払う工事等の契約には、次に掲げる事項を特約として付するものとする。(E)
  - 一 所定の金額を限度として前払金を支払うこと。 (は) (に)
  - 二 前払金の請求手続に関すること。
  - 三 契約金額の変更に伴う前払金の追加払又は返還に関すること。
  - 四 保証事業会社と契約の相手方との間における保証契約(以下「保証契約」という。) の変更に関すること。 (E)
  - 五 前払金を支払った場合における部分払の限度額に関すること。
  - 六 前払金の使途制限に関すること。
  - 七 保証契約が解約された場合等における前払金の返還に関すること。

(前払金の請求手続)

- **第8条** 前払金の請求は、契約締結後、契約の相手方が保証事業会社と保証契約を締結し、 その保証証書を公社に提供させたうえで行なわせるものとする。
- 2 前項にかかわらず、工事等の着手時期を別に指定する場合その他公社が必要と認める場合は、その請求時期を別に指定することができる。 (©)
- 3 前払金の請求を受けたときは遅滞なくこれを支払うものとする。 (契約金額の変更に伴う前払金の追加払又は返還)
- 第9条 規程第46条第2項の規定により前払金を追加払し、又は返還させる場合における前払金の額は、変更後の契約金額に第3条の前払金の率等を適用して算出した前払金額とすでに支払済みの前払金額との差額とする。この場合において、支払済みの前払金額の算出基礎となった前払金の率等が、第3条に掲げる率等を下回っているときは、変更後の契約金額に対応する前払金額を算出するに際して、その下回っている状況についても併せて勘案するものとする。また、前払金を追加払する場合においても、変更後の契約金額が36億円未満である場合は、前払金の合計額は3億6千万円を超えることができないものとする。(は)(に)
- 2 規程第46条第2項の規定により前払金を追加払するときは、当該契約変更の日以後に 第11条の規定により契約の相手方から保証契約変更後の保証証書を公社に提出させたう えで、契約の相手方の請求により行うものとする。 (©)
- 3 規程第46条第2項の規定により、前払金を返還させるときは、当該契約変更の日から

公社が指定する日までに返還させるものとする。この場合において、契約の相手方が返還期限までに当該前払金を返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ未返還額に当該契約の締結時における国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号)第29条第1項に規定する財務大臣が定める率(年当りの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)を乗じて得た額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)を遅延利息として徴収するものとする。(に)(ほ)

- 4 規程第46条第2項に規定する場合において、残工期が30日未満のときその他公社が必要ないと認めるときは、前払金を追加せず、又は返還させないことができる。 (意) (前払金を支払った場合の部分払の限度額) (意)
- 第10条 前払金を支払った工事等について部分払をするときは、規程第47条第2項の規定に基づき、次により計算して得た額を支払うものとする。 (△ 部分払の額≦既済部分の代価× (9/10-前払金額/契約金額)

(保証契約の変更)

- **第11条** 規程第46条第2項の規定により、前払金の追加払をしようとするときは、契約の相手方をして保証契約を変更させ、変更後の保証証書を公社に提出させるものとする。
- 2 既定の工期が変更された場合には、保証事業会社に対し、工期の変更を通知するものとする。(E)
- 3 規程第46条第2項の規定により前払金を返還させる場合において、契約の相手方が保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を公社に提出させるものとする。 (前払金の使途制限)
- **第12条** 前払金は、当該前払金にかかる工事等に必要な経費以外の経費の支払にあててはならないものとする。(©)

(保証契約が解約された場合等における前払金の返還)

- 第13条 規程第46条第3項の規定により、前払金を返還させる場合において、当該工事等の既済部分があるときは、既に支払った前払金の額からその既済部分の代価に相当する額を差し引いた額を返還させるものとする。(E)
- 2 規程第46条第3項第1号又は第3号の規定により前払金を返還させる場合には、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ当該返還額に当該契約の締結時における国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項に規定する財務大臣が定める率(年当りの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)を乗じて得た額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)を利息として徴収する。ただし、公社が特別の事情があると認めたときは、これを減免することができる。(に)(ほ)
- 3 規程第46条第3項第2号の規定により前払金を返還させる場合には、公社が指定する 日の翌日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に当該契約の締結時における国の

債権の管理等に関する法律施行令第 29 条第 1 項に規定する財務大臣が定める率(年当りの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365 日の割合とする。)を乗じて得た額(100円未満の端数があるとき又は 100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)を利息として徴収する。ただし、公社が特別の事情があると認めたときは、これを減免することができる。(注)

(適用期日)

**第14条** この要綱は、昭和49年4月1日以後の入札にかかる工事請負契約(入札によらない工事請負契約にあっては、同日以後の締結にかかるものとする。)について適用する。

### 附 則 い

この要綱は、昭和54年4月1日以後の入札にかかる工事請負契約(入札によらない工事請負契約にあっては、同日以後の締結にかかるものとする。)について適用する。

### 附 則 ⑶

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

### 附 則(は)

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

#### 附 則(ご)

- 1 この要綱は、平成21年2月2日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の東京都住宅供給公社の行う工事等の前払金取扱要綱の規定は、 この要綱の施行日以後に入札条件又は見積条件を明示する契約について適用し、この要 綱の施行日前において行われた入札条件又は見積条件を明示した契約で施行日以後に入 札執行等されるものについては、なお従前の例による。

## 附 則 (ほ)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。